

(公印省略)

医第 2728 号

令和 5 年 11 月 2 日

一般社団法人 兵庫県民間病院協会長 様

兵庫県保健医療部医務課長

看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針について

本県の看護行政の推進につきましては、平素より格別のご高配を頂き、厚く御礼申し上げます。

このたび、看護師等の人材確保の促進に関する法律第 3 条第 5 項に基づき、令和 5 年 10 月 26 日付け文部科学省・厚生労働省告示第 8 号により、「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が別添のとおり告示されましたので、お知らせいたします。

なお、平成 4 年 12 月 25 日付け健政発第 834 号、職発第 886 号、文高医第 299 号により通知されました「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針について」は、廃止されますことを申し添えます。

【担当】

兵庫県保健医療部医務課

医療人材確保班（看護指導担当） 小島

TEL：078-341-7711（内線：3254）

FAX：078-362-4267